

足場の組立て等作業主任者技能講習 一 ご案内

新潟労働局長登録教習機関
一般社団法人北陸建設アカデミー

対象作業

つり足場、張出し足場、高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業

1. 講習日程 当団体Webサイト「年間スケジュール」を確認
2. 講習会場 (一社)北陸建設アカデミー (新潟県胎内市黒川91)
3. 受講料金 20,900円 (10%税込※テキスト代含む)
4. 募集締切および定員 講習日10日前締切、定員30名
5. 受講資格 ①～③いずれかに該当する者 **☆足場の組立て、解体又は変更に関する作業**

- ① 21歳以上であって、上記☆作業に3年以上従事した経験を有する者 (事業主証明が必要)
- ② 20歳以上であって、大学、高専、高校又は中等教育学校において土木、建築、造船に関する学科を卒業し、その後上記☆作業に2年以上従事した経験を有する者 (事業主証明および卒業証明書(写)が必要)
- ③ 20歳以上であって、建築等の職業訓練を修了し、その後上記☆作業に2年以上従事した経験を有する者 (足場の組立て等作業主任者技能講習規程第1条の資格を有する者) (事業主証明および修了したことを確認できる書類(写)が必要)

6. 講習内容 講習終了後に修了試験を実施、合格者に対して修了証を交付

日程	科目	時間数
1日目	作業の方法	7
2日目	工事用設備、機械、器具 作業環境	3
	作業者に対する教育	1.5
	関係法令	1.5
総受講時間		13

7. 申込方法

- ①当団体Webサイトより「受講申込書」を印刷、必要事項を記入

郵送・FAXによる申込書送付を希望する場合は、問い合わせ

申込写真 ・3cm×2.5cm、正面、無帽、無背景、6か月以内に撮影されたもの
・写真裏面に氏名を記入し、受講申込書にのり付け

- ②受講申込書および必要書類を提出

必要書類 自動車運転免許証など、氏名・生年月日・住所が確認できる公的書類の写し(全面)

提出方法 郵送、FAX、メール (FAX・メールによる提出の場合は、申込書原本を講習当日に持参)

提出先 一般社団法人北陸建設アカデミー 〒959-2807 新潟県胎内市黒川91

TEL0254-20-8106/FAX0254-20-8107/Email:hokuriku.c.ac@hokuriku.or.jp

- ③申込受付後に請求書を発行、講習日1週間前までに受講料納付

現金払いの場合 事前連絡のうえ、当アカデミーまで来訪

銀行振込の場合 領収書は原則非発行 (助成金利用企業除く) 発行を希望する場合は事前申し出

- ④講習日1週間前に当団体Webサイトにて「受講案内」を公開 **※内容確認必須**

郵送による「受講案内」送付は原則行っておりません。



建設業の法人様へ

この講習は、建設事業主等に対する助成金の対象です。助成金の申請方法、その他詳細については、所轄の労働局へお問い合わせください。

※制度の詳細については、厚生労働省のWebサイトをご確認ください。

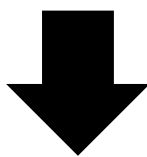
CPDS(継続学習制度)について

この講習は、CPDS申請予定です。対象となった場合、当日は本人確認書類(運転免許証等)を必ずご持参ください。

※制度の詳細については、(一社)全国土木施工管理士会連合会のWebサイトをご確認ください。

「足場の組立て等作業主任者技能講習」にお申込みの方へ

- 足場の組立て等作業主任者技能講習を受講するには、**3年以上の業務経験**が必要です。
- 平成27年7月1日の労働安全衛生法改正により
「足場の組立て等の業務」に従事する者は「足場の組立て等特別教育」受講が必要となりました。
- 平成29年7月1日をもって改正労働安全衛生規則の経過措置が終了し、以降は
「足場の組立て等特別教育」修了者以外は「足場の組立て等の業務」に従事不可となりました。



登録教習機関として以下の内容を確認させていただきます。

① 「足場の組立て等の業務」経験年数

- 受講申込書の事業主証明欄に「足場の組立て等の業務」経験年数を記入し、事業主証明(記名捺印)をしてください。
- 経験年数は満18歳に達した日以降の期間が対象となります。
※満18歳未満の方が「足場の組立て等の業務」に就くことは禁止されています。

② 「足場の組立て等特別教育」修了の有無

- 以下に当てはまる方は、申込時に「足場の組立て等特別教育」修了証(写し)を添付してください。

平成29年6月30日以前の経験年数が3年未満